

大阪市市民活動推進審議会規則

制 定 平成 18 年 6 月 23 日

最近改正 平成 26 年 9 月 26 日

大阪市市民活動推進審議会規則を公布する。

大阪市市民活動推進審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪市市民活動推進条例(平成 18 年大阪市条例第 19 号)第 12 条第 6 項の規定に基づき、大阪市市民活動推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第 3 条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第 4 条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民局において処理する。

(施行の細目)

第 8 条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 (平成 18 年 6 月 23 日規則第 170 号)

この規則は、平成 18 年 7 月 3 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 9 月 26 日規則第 157 号)

この規則は、公布の日から施行する。